

小牧市告示第 122 号

小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例（平成 20 年小牧市条例第 38 号。以下「条例」という。）第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定により、放置された自転車等を次のとおり撤去し、保管した。

令和 7 年 10 月 10 日

小牧市長 山下 史守朗

- 1 撤去した場所、撤去した年月日及び撤去した自転車等の特徴
別紙のとおり
- 2 保管する期間
撤去した日から令和 7 年 12 月 10 日まで
- 3 保管及び返還を行う場所
小牧市役所自転車等保管庫（小牧市堀の内三丁目 1 番地）
- 4 返還を受ける方法
小牧市役所総務課において、放置自転車等返還申請書を提出し、及び当該保管自転車等の利用者等であることを証明するものを提示する。
- 5 保管する期間経過後の措置
条例第 10 条第 3 項の規定により廃棄等の処分をする。

保管自転車等リスト

整理 番号	保管年月日	放置場所	防犯登録	車体番号	特徴等	メーカー	生産国
1	令和7年9月26日	市役所南駐輪場	愛知県23-オ-34419	不明	黒色、タイヤ無、大破	不明	中国
2	同上	市役所南駐輪場	愛知県21-ワ-98651	不明	黒色、タイヤ無、大破	不明	中国
3	同上	市役所南駐輪場	岐阜県M-200697	不明	白色、両輪パンク	不明	中国
4	同上	市役所南駐輪場	無	不明	白色、両輪パンク	不明	中国
5							
6							

※小牧警察に紹介するも4台共、該当なし。10月10日に保管に移行。